

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年11月4日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

1 調達内容

(1) 業務案件の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 業務案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成28年12月28日から平成29年2月8日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠^{きふち}）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年11月14日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成28年11月4日から同年12月16日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

(5) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号の中間検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

(6) 平成18年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象とした調達公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成28年11月4日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会を、(1)の場所で平成28年12月6日(火)午後1時30分から行う。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年12月16日(金)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月15日(木)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年11月25日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債並びに会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set
- (2) November 25, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) December 16, 2016 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders
(December 15, 2016 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School 925 Takenouchi
-cho Sakaiminato-shi Tottori 684-0043 Japan TEL : 0859-45-0411